

平成30年度「浦安景観まちづくり表彰」募集要項

1. 目的

私たちの浦安市は「縁あふれる海浜都市」、「人が輝き躍動するまち・浦安」としてまちづくりを進め、三方を海に囲まれ、旧市街、新市街の異なる表情を持つ多様で豊かな環境と人々の営みのある美しいまちがあります。

これらを活かして、良好な景観形成や地域の魅力ある景観まちづくりに寄与している「まちなみ」や「景観まちづくり活動」に取り組む、個人・団体及び事業者を『浦安景観まちづくり賞』として顕彰します。

そして、広く市民に紹介することで、景観まちづくりに対する市民及び事業者の関心を高め、魅力ある浦安市の景観形成を進めます。

2. 応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

3. 表彰対象

(1) まちなみ部門

周囲の景観によく調和し、地域の良好な景観を創り、将来にわたり地域の景観をリードする建物、工作物等について、景観づくりに貢献した事業者、運営者等を表彰します。

【まちなみ参考例】

- ・街路、道路、橋、水路、堤防、広場、公園、などの土木建造物
- ・住宅街区、共同住宅街区など
- ・住宅、店舗、商業施設、事務所、公共施設、倉庫、工場などの建物
- ・庭園、モニュメントなどの工作物
- ・再生、活用された歴史を感じさせる建物

【表彰対象の条件】

- ①市内にあり、道路などの公共の空間から容易に見ることができるもの
- ②新築、改築、改装、修景工事等が行われ、概ね3年以上経たもの
- ③建築基準法等の法令を遵守しているもの
- ④文化財保護法による国、県、市の文化財に指定されていないもの

【選考の視点】

- ①地域の個性と魅力にあふれる新しい都市景観に寄与しているもの
- ②まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの
- ③歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの
- ④都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取組が評価できるもの

(2) 活動部門：

市民が自ら主体となって、創意工夫し、景観まちづくりを推進している活動について、活動の主体となる団体と、その取り組みを支援している個人・団体を表彰します。

【活動参考例】

- ・地域の自然景観の保全活動
- ・沿道景観づくりを目的とした植栽活動など
- ・地域の環境美化を目的とした清掃活動など

- ・地域景観の核となる建物、工作物の適切かつ継続的な保全管理を目的とした活動など
- ・良好な景観づくりを目的とした、伝統的なまちなみ保全活動など

【表彰対象の条件】

- ①市内の活動で、道路などの公共の空間から容易に見ることができる活動
- ②活動年数が概ね3年以上経たもの

4. 募集期間

平成30年7月1日（日）から10月31日（水）まで

平成30年10月31日（水）必着

5. 応募方法

- (1) 自薦、他薦は問いません。
- (2) 他薦応募の場合は、当該者が推薦する建物、工作物の所有者、またはまちづくり活動を行っている者の事前同意を得たうえで申込みしてください。
- (3) 応募用紙に必要事項を記入し、添付書類を添えて、下記の受付先まで郵送または電子メールにより応募してください。
応募用紙は、都市計画課の窓口に用意してあるほか、ホームページ「うら景まち広場」(<http://urayasu-kmf.org>)「浦安景観まちづくり表彰」のページからダウンロードできます。なお、電子メールで応募する場合には、ファイルサイズ計8MBまでとし、画像ファイルはJPEG形式としてください。
- (4) 添付 書類 は次のとおりです。

①カラー写真（サイズ：2L版 127 × 178mm）

○まちなみ部門

建物等の近景写真と建物等と周囲景観を含めた遠景写真各2枚

○活動部門

活動状況等がわかる近景写真と周囲景観を含めた遠景写真を各2枚

②位置図（地図のコピーでも可）1部

③会社概要等の書類（法人のみ）1部

④法人以外の団体にあっては、団体規約、団体を紹介する書類等

6. 選考方法等及び決定

景観まちづくり賞の選考は次のとおり行い、「浦安景観まちづくり審査委員会」が最終決定します。

(1) 第一次選考（11月初旬）

「浦安景観まちづくり表彰実行委員会」で書類審査等を行い、第二次選考に諮るものを選考します。

(2) 第二次選考（11月中旬から12月初旬）

「浦安景観まちづくり審査委員会」で、第一次選考で選出されたものを書類審査、現地調査等を行い、その後、書類審査、現地調査等を踏まえて、最終選考を行い、景観まちづくり賞にふさわしいものを選考します。

(4) 選考基準

○まちなみ部門

- ①デザイン性（外観の色彩、形状など）
- ②独創性、個性
- ③地域景観の創出性
- ④周辺景観との調和（配慮や工夫など）
- ⑤持続性（管理・運営など）

○活動部門

- ①独自性
- ②継続性
- ③地域景観の創出性
- ④周辺景観との調和

7. 表彰

(1) 景観まちづくり賞の表彰は各部門から表彰いたします。

ただし、賞に値するものが無い場合は、この限りではありません。

(2) 選考結果は、平成31年2月に応募者全員に文書通知するほか、受賞者については、ホームページ「うら景まち広場」等で公表します。

(3) 表彰式は、平成31年3月に行う予定です。

(4) 受賞した建物、工作物の所有者（公共施設は除く）、まちづくり活動を行う個人、団体には表彰状の授与と記念品（銘板プレート）を贈呈します。

8. 授与者

浦安景観まちづくり表彰実行委員会（浦安市・うらやす景観まちづくりフォーラム）

9. 浦安景観まちづくり表彰審査委員会 審査委員

審査委員長 作山 康（浦安景観審査会会長・芝浦工業大学教授）

審査委員 野寺治孝（写真家）、畠山文恵（浦安まちづくりネット副理事）、

小林 裕（うらやす景観まちづくりフォーラム代表）、小檜山天（浦安市都市整備部長）

10. その他

- (1) 提出された応募書類、写真等の使用権利は、浦安景観まちづくり表彰実行委員会に帰属します。
- (2) 提出された応募書類、写真等は、原則として返却しません。
- (3) 選考過程において、細部資料などの書類の提出を求める場合があります。
- (4) 現地調査・確認の際には、所有者等の立ち会いを求める場合があります。
- (5) 応募用紙に記載された個人情報は、景観まちづくり賞関連のみ使用し、他の目的には利用しません。

11. 応募受付・問い合わせ先

浦安景観まちづくり表彰実行委員会 うらやす景観まちづくりフォーラム事務局（担当浅川潔）

〒279-0023 浦安市高洲5丁目2-1-1011 Eメール office@urayasu-kmf.org

TEL 047-712-6861 FAX 047-712-6862